

議案第 39 号

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 6 月 12 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の
一部を改正する条例

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例(平成 27 年桐生市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 3 条」を「前条」に改める。

別表第 1(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯等の階層区分		利用者負担額(月額) (ひとり親世帯等)
階層 区分	定 義	教育標準時間
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯等又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 に規定する里親を支給認定保護者とする世帯(当該里親である支給認定保護者に係る支給認定子どもが特別利用教育を受ける場合に限る。)	0 円
B	A 階層を除き、当該年度の 4 月分から 8 月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の 9 月分から翌年の 3 月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯等	市町村民税 非課税世帯 又は 養育里親等である支給認定保護者(当該養育里親等である支給認定保護者に係る支給認定子どもが特別利用教育を受ける場合を除く。)
C		所得割非課税 (均等割課税)
D1		1,300 円 (0 円)
D2		所得割課税額 48,600 円未満
		3,400 円 (600 円)
		所得割課税額 48,600 円以上 58,600 円未満
		4,600 円 (900 円)

D3	所得割課税額 58,600円以上 68,000円未満	5,500円 (1,100円)
D4	所得割課税額 68,000円以上 77,100円未満	7,200円 (1,400円)
D5 ア	所得割課税額 77,100円	8,000円 (1,600円)
D5 イ	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	9,100円
D6	所得割課税額 97,000円以上 107,000円未満	10,000円
D7	所得割課税額 107,000円以上 117,000円未満	10,600円
D8	所得割課税額 117,000円以上 127,000円未満	11,300円
D9	所得割課税額 127,000円以上 169,000円未満	11,700円
D10	所得割課税額 169,000円以上 211,200円未満	12,000円
D11	所得割課税額 211,200円以上 301,000円未満	13,200円
D12	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	15,500円
D13	所得割課税額 397,000円以上	17,800円

別表第1備考第2項各号列記以外の部分中「この表の規定にかかわらず、」及び「また、支給認定保護者の属する世帯等の階層が、D1階層、D2階層、D3階層、D4階層及びD5階層のうち市町村民税所得割額が77,101円未満で、次に掲げる世帯で

ある場合には、当該階層の利用者負担額(備考第 3 項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)から 1,000 円を控除した額の半額とする。」を削り、同表備考第 2 項第 1 号中「扶養しているものの世帯」を「扶養しているものの世帯。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 1 条第 2 号に規定する女子又は同令第 1 条の 2 第 2 号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定保護者の申請に基づき、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫であるとみなし、同法第 295 条第 1 項第 2 号、第 314 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 3 項並びに第 314 条の 6 の規定の例により算定する。

別表第 1 備考第 3 項を削り、同表備考第 4 項を次のように改める。

- 4 支給認定保護者の属する世帯等の階層が B 階層及び C 階層の世帯は、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 14 条の 2 に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)の範囲で、最年長の子どもから順に 2 人目以降については無料とする。また、D1 階層から D5 ア階層までの世帯については、特定被監護者等の範囲で、最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3 人目以降については無料とする。ただし、備考第 2 項の規定に該当する場合は、最年長の子どもから順に 2 人目以降については無料とする。

別表第 1 備考第 4 項を同表備考第 3 項とし、同表備考第 5 項中「D5 階層」を「D5 イ階層」に改め、「で市町村民税所得割額が 77,101 円以上」及び「ある場合において」を削り、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、「(備考第 3 項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)」を削り、同表備考中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、同表備考に次のように加える。

- 6 この表の養育里親等とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親又は同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長を言う。

別表第 2(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表第 2(第 3 条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯等の階層区分		利用者負担額(月額) (ひとり親世帯等)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した	0 円	0 円

	中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯等又は児童福祉法第6条の4に規定する里親を支給認定保護者とする世帯			
B	A 階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から翌年の3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	1,900円 (0円)	1,900円 (0円)
C		所得割非課税 (均等割課税)	7,200円 (2,400円)	7,000円 (2,300円)
D1		所得割課税額 48,600円未満	8,800円 (3,000円)	8,600円 (2,900円)
D2		所得割課税額 48,600円以上 58,600円未満	11,800円 (3,100円)	11,500円 (3,000円)
D3		所得割課税額 58,600円以上 68,000円未満	14,200円 (3,200円)	13,900円 (3,100円)
D4		所得割課税額 68,000円以上 77,100円未満	18,400円 (4,100円)	18,000円 (4,000円)
D5 ア		所得割課税額 77,100円	20,400円 (4,500円)	20,000円 (4,400円)
D5 イ		所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	20,400円	20,000円
D6		所得割課税額 97,000円以上 107,000円未満	22,400円	22,000円
D7		所得割課税額 107,000円以上 117,000円未満	23,600円	23,100円
D8		所得割課税額 117,000円以上 127,000円未満	25,200円	24,700円
D9		所得割課税額 127,000円以上 169,000円未満	26,200円	25,700円

D10	所得割課税額 169,000 円以上 211,200 円未満	26,800 円	26,300 円
D11	所得割課税額 211,200 円以上 301,000 円未満	27,400 円	26,900 円
D12	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	27,600 円	27,100 円
D13	所得割課税額 397,000 円以上	27,800 円	27,300 円

別表第2備考第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

支給認定保護者の属する世帯等の階層がB階層の世帯は、特定被監護者等の範囲で最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。支給認定保護者の属する世帯等の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯等の階層がC階層からD5ア階層までで、次に掲げる世帯である場合には、2人目以降については無料とする。

別表第2備考第2項第1号中「扶養しているものの世帯」を「扶養しているものの世帯。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

別表第2備考第3項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、「(備考第2項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)」及び「(備考第2項の規定に該当する場合は、市町村民税所得割額が77,101円未満)」を削る。

別表第3(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯等の階層区分		利用者負担額(月額) (ひとり親世帯等)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の	0円	0円

	円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯等又は児童福祉法第6条の4に規定する里親を支給認定保護者とする世帯			
B	A 階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から翌年の3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	1,900円 (0円)	1,900円 (0円)
C		所得割非課税 (均等割課税)	7,200円 (3,000円)	7,000円 (2,900円)
D1		所得割課税額 48,600円未満	8,800円 (3,800円)	8,600円 (3,700円)
D2		所得割課税額 48,600円以上 58,600円未満	11,800円 (4,100円)	11,500円 (4,000円)
D3		所得割課税額 58,600円以上 68,000円未満	14,200円 (4,300円)	13,900円 (4,200円)
D4		所得割課税額 68,000円以上 77,100円未満	18,800円 (5,600円)	18,400円 (5,500円)
D5 ア		所得割課税額 77,100円	20,800円 (6,200円)	20,400円 (6,100円)
D5 イ		所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	20,800円	20,400円
D6		所得割課税額 97,000円以上 107,000円未満	26,800円	26,300円
D7		所得割課税額 107,000円以上 117,000円未満	31,000円	30,400円
D8	所得割課税額 117,000円以上 127,000円未満	34,400円	33,800円	

D9	所得割課税額 127,000 円以上 169,000 円未満	36,900 円	36,200 円
D10	所得割課税額 169,000 円以上 211,200 円未満	39,000 円	38,300 円
D11	所得割課税額 211,200 円以上 301,000 円未満	40,600 円	39,900 円
D12	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	43,000 円	42,200 円
D13	所得割課税額 397,000 円以上	44,000 円	43,200 円

別表第3備考第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

支給認定保護者の属する世帯等の階層がB階層の世帯は、特定被監護者等の範囲で最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。支給認定保護者の属する世帯等の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯等の階層がC階層からD5ア階層までで、次に掲げる世帯である場合には、2人目以降については無料とする。

別表第3備考第2項第1号中「扶養しているものの世帯」を「扶養しているものの世帯。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

別表第3備考第3項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、「(備考第2項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)」及び「(備考第2項の規定に該当する場合は、市町村民税所得割額が77,101円未満)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

議 案 説 明

議案第 39 号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育園、幼稚園及び認定子ども園等の利用者負担を軽減するため、所要の改正を行おうとするものです。